

浅口市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

令和7年12月22日

条例第37号

浅口市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年
浅口市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙従事者	選挙長	日額	10,800	
	投票管理者		12,800円以内	
	期日前投票所の投票管理者		11,300円以内	
	開票管理者		10,800	
	投票立会人		10,900円以内	
	期日前投票所の投票立会人		9,600円以内	
	開票立会人		8,900	
	選挙立会人		8,900	

」を「

選挙従事者	選挙長	1回 12,200	ただし書の規定により報酬額を算定する場合において、従事した時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、
	投票管理者	1回 14,500(ただし、従事した時間が13時間未満の場合は、14,500円に当該従事した時間を13で除して得た数を乗じて得た額)	
	投票立会人	1回 12,400(ただし、従事した時間が13時間未満の場合は、12,400円に当該従事した時間を13で除して得た数を乗じて得た額)	

期日前投票所の投票管理者	1回 12,800(ただし、従事した時間が11時間30分未満の場合は、12,800円に当該従事した時間を11.5で除して得た数を乗じて得た額)	30分未満の端数があるときは切り捨てるものとし、算定して得た額に100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。
期日前投票所の投票立会人	1回 10,900(ただし、従事した時間が11時間30分未満の場合は、10,900円に当該従事した時間を11.5で除して得た数を乗じて得た額)	
開票管理者	1回 12,200	
開票立会人	1回 10,100	
選挙立会人	1回 10,100	

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。